

一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会と 災害時における協力に関する協定を締結しました

堺市では、一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会と地震や風水害その他の災害時に、堺市内において多数の死者が発生した場合における支援協力体制を強化するため、「災害時における協力に関する協定」を締結しました。

本協定の締結により、より広域にわたる事業者からの支援を受けられるようになります。引き続き災害時の支援体制の充実にに向けた取組を進めます。

1 締結先

一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会（東京都港区西新橋 1 丁目 18 番 12 号 COMS 虎ノ門ビル 6 階）
会長 渡邊 正典

2 締結日

令和 7 年 8 月 13 日（水）

3 本市からの協力要請内容

- （1）遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに作業等の役務の提供
- （2）遺体を安置する施設（葬儀式場等）の提供
- （3）遺体搬送用寝台車及び霊柩車等による遺体搬送
- （4）被災者に対する避難場所（結婚式場等）の提供 等

4 協定締結に至った経緯

一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会から、災害時における遺体収容等業務に関する支援協力の申し出があり、協力内容に関して協議を重ね、両者が合意に至ったため、今回の連携協定を締結する運びとなりました。

5 一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会

割賦販売法に基づき経済産業省に認可された冠婚葬祭互助会により構成される業界団体（昭和 48 年設立）であり、災害時の緊急支援活動に積極的に取り組まれています。令和 7 年 6 月時点で全国の冠婚葬祭互助会 199 社が加盟（近畿ブロック 17 事業者）されています。

6 その他

堺市では、防災体制の強化等を目的として、これまでも行政機関や民間団体等と各種協定を締結しています。
詳細は、以下の堺市ホームページをご確認ください。

<https://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/bosai/kojo/bousaikyoutei.html>

問 い 合 わ せ 先	担 当 課：健康福祉局 健康部 健康医療政策課 電 話：072-248-6004 ファックス：072-228-7943
----------------------------	---

災害時における協力に関する協定書

堺市（以下「甲」という。）と一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会（以下「乙」という。）は災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、堺市域において地震、風水害その他の災害の発生により、甲が災害対策本部を設置する災害時（以下「災害時」という。）に多数の死者及び被災者が一時的又は集中的に発生する場合の迅速かつ円滑な応急対策を行うため、必要な手続き等について定めるものとする。

（協力）

第 2 条 甲は、災害時に乙の協力が必要と認めるときは、次に掲げる事項について乙に要請し、乙はやむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して協力するものとする。

- (1) 遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに作業等の役務の提供
- (2) 遺体を安置する施設（葬儀式場等）の提供
- (3) 遺体搬送用寝台車、霊柩車等による遺体搬送
- (4) 被災者に対する避難場所（結婚式場等）の提供
- (5) 甲が設置した避難所及び乙が提供する避難場所における、被災者に対する炊き出しや継続的な食事等（弁当等）の提供
- (6) その他甲の要請により乙が応じられる事項

（要請）

第 3 条 前条の要請は、次に掲げる事項を記載した文書をもって行うものとする。ただし、やむを得ない事態が発生したときは、電話、ファクシミリ等で要請し、その後速やかに災害協力要請書（第 1 号様式）を乙に送付するものとする。

- (1) 要請担当者の職名及び氏名、電話番号
- (2) 要請の理由
- (3) 要請の内容
- (4) 協力を要請する期間
- (5) その他要請に必要な事項

（協力の方法）

第 4 条 乙は、前条による甲の要請があった場合、乙のできる範囲において、甲の指示に従い、第 2 条各号の協力を行うものとする。

(報告)

第5条 乙は、第2条各号の協力をしたときは、次に掲げる事項を災害時要請業務報告書（第2号様式。以下「報告書」という。）をもって甲に報告するものとする。ただし、やむを得ない事態が発生したときは、電話、ファクシミリ等で報告し、その後すみやかに報告書を提出するものとする。

- (1) 遺体の収容及び安置に要した機材、資材及び消耗品の数量並びに当該作業に従事した者の氏名及び住所
- (2) 遺体を安置した施設（葬儀式場等）の使用した部屋の数及び使用した日数
- (3) 避難所等に供給した食事等の数量
- (4) その他甲が乙に指示した事項

(経費の負担)

第6条 甲は、前条による乙の報告があった場合、甲の要請に相違ないことを確認の上、乙が要した経費について、甲が負担するものとする。

(経費の請求)

第7条 乙は、前条の経費を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

2 乙が遺族等の要請により、甲の要請事項の範囲を超える協力を行った場合、その経費は当該要請を行った遺族等に請求する。

(経費の支払)

第8条 甲は、前条に基づき乙からの請求があった場合には、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

(価格の決定)

第9条 遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに遺体を安置した施設の使用料等の価格は、災害救助法（昭和22年法律第118号）の基準額及び災害の発生直前における市場の適正な価格を基準とし、甲、乙協議して決定するものとする。

(支援体制の整備)

第10条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図れるよう、広域における応援体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定の円滑な実施を図るため、甲、乙それぞれ連絡責任者を置き、甲にあつては健康医療政策課長の職にあたる者を、乙にあつては一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会近畿ブロック長の職にあたる者を当該責任者とする。

(災害時の情報提供)

第 12 条 乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(守秘義務)

第 13 条 乙は、支援を行う場合において知り得た災害に係わる情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(通知)

第 14 条 乙は、災害時における円滑な協力が図れるよう、この協定により協力できる乙の会員名簿を 3 月までに、甲に通知するものとする。

(協議)

第 15 条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(効力)

第 16 条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、令和 8 年 3 月 31 日までとする。
ただし、期間満了の 2 ヶ月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、なお、1 年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

令和 7 年 8 月 13 日

甲 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号
堺 市
堺 市 長 永 藤 英 機

乙 東京都港区西新橋 1 丁目 18 番 12 号
COMS 虎ノ門ビル 6 階
一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会
会 長 渡 邊 正 典